

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

枚方市長

市町村名 (市町村コード)	枚方市 (27210)
地域名 (地域内農業集落名)	氷室地区 (杉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、水稻が主要作物であり、自己耕作割合が46%と低く、70歳以上の農業者が全体の66%（60歳以上を含めると87%）と高齢化が進み、遊休農地の増加が懸念される。そうした現状において、地域では、所有者が耕作できない農地について、地域の担い手が農地銀行を通じて耕作又は受託し、農地が荒廃しないよう維持している。また、後継者がいないことや農地銀行の担い手不足といった意見に加え、肥料・種苗の高騰、農機具の維持管理など農業経営自体が困難であるという意見も多く、新たな農法や仕組みの構築が必要である。さらに、当地区ではイノシシなどによる獣害や、農業水利施設・農道などの再整備も大きな課題であり、担い手が安心して農業ができる環境づくりが求められている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も水稻を主要作物としつつ、現状の担い手及びその後継者などにより、農地が荒廃しないよう維持していく。但し、所有者が耕作できない農地を地域の担い手又は受託等で支えきれない場合は、農地中間管理機構を活用して地域外からの担い手を募り、農地の集積・集約化、畑地化なども検討していく。
また、併せてイノシシなどによる獣害対策や、農業水利施設・農道の再整備など、担い手が安心して農業ができる環境づくりについても、検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	36.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

JA北河内氷室支店管内(杉)の市街化調整区域内で農業上の利用が行われる農用地等を範囲とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
目標地図に位置付けられた者を中心に、農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域内の農業者で支えきれない農地が出た場合には、農業委員又は農地利用最適化推進委員へ相談の上、貸付希望農地を農地中間管理機構に情報提供するなど、地域外からの担い手を募る。担い手が見つければ、農地中間管理機構を通じて貸借を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状、大規模な基盤整備事業は検討しないが、農業水利施設・農道などの老朽化が課題であり、行政やJA北河内の補助事業も活用しながら整備・維持していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域外からの担い手を受け入れた実績が少ないことから、新規就農者や参入企業等の受け入れについて検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後もJA北河内の農作業受託サービスを活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①戸別の農地への被害防止対策については、市とJA北河内などが実施する侵入防止柵の設置に対する補助事業等を活用し、各自での対応を基本とする。また、市と連携し、国事業の活用も視野に入れた被害防止対策についても検討する。

⑦保全・管理等
耕作が困難な農地については、JA北河内の農作業受託などを活用して保全・管理に努め、農地が荒廃しないよう維持していく。